

# 適応法改正(熱中症関係)に伴う 神奈川県取組みについて

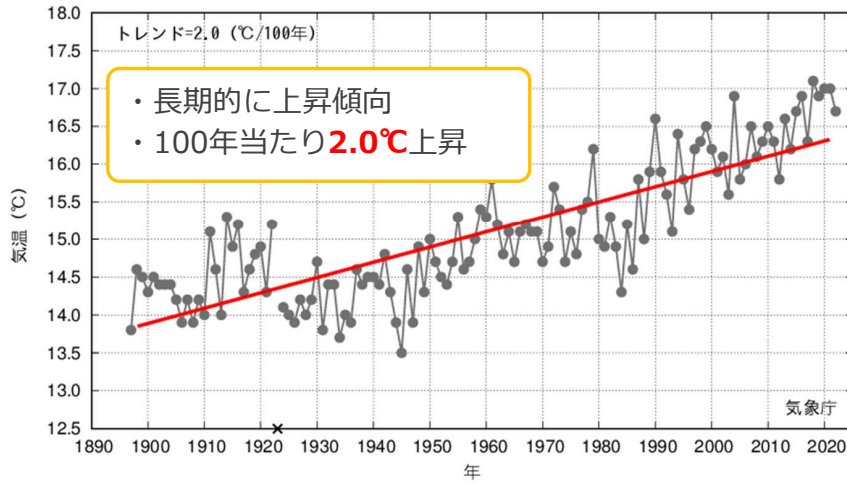
令和6年3月7日 神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

## 目次

- 1 神奈川県内の気温の状況 . . . P 2
- 2 神奈川県内の熱中症搬送者数と死亡者数 . . . P 3
- 3 熱中症特別警戒情報への神奈川県の対応 . . . P 4
- 4 熱中症特別警戒情報への庁内関係所属、市町村からの意見等 . . . P 10

# 1 神奈川県内の気温の状況

県内年平均気温の推移

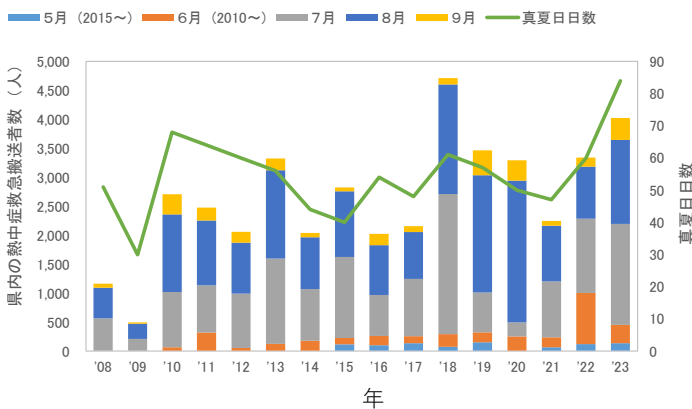


出典：国立環境研究所気候変動適応情報プラットフォームに追記

- 2023年の夏は、県内でも記録的な暑さが記録された。  
【日最高気温過去1位】7月：横浜37.3°C、辻堂36.3°C、小田原37.3°C 8月：小田原38.0°C

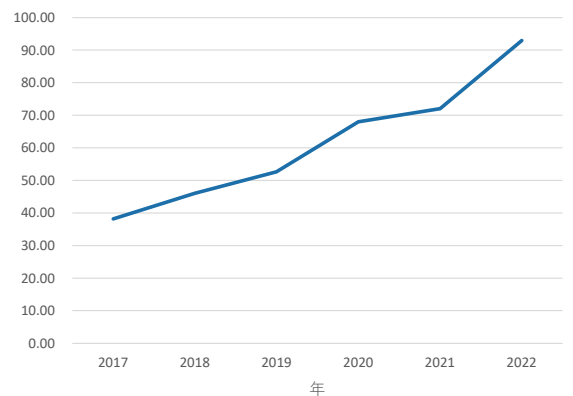
# 2 神奈川県内の熱中症搬送者数と死亡者数

県内の熱中症救急搬送者数の変化



出典：消防庁 熱中症情報より県気候変動適応センター作成

県内の熱中症死亡者数  
(5年移動平均)の推移



出典：厚生労働省人口動態統計より  
県脱炭素戦略本部室作成

- 県内の熱中症搬送者数は、2018年に過去最多の4,710人を記録。2023年はそれに次ぐ4,024人。

### 3 熱中症特別警戒情報への神奈川県への対応①

・これまで（適応策全般における役割分担）

脱炭素戦略本部室	健康増進課	環境科学センター (地域気候変動適応センター)
<ul style="list-style-type: none"> <li>適応策全般とりまとめ</li> <li>適応策に係る会議体事務局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症対策の普及啓発</li> <li>適応策に係る会議体の構成所属のひとつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言</li> <li>適応策に係る会議体の構成所属のひとつ</li> </ul>

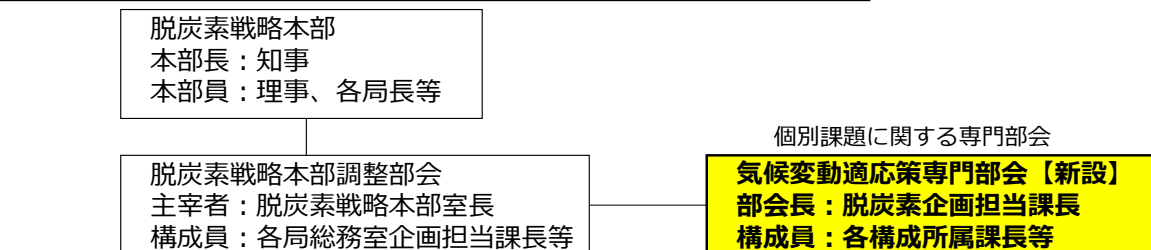


・熱中症特別警戒情報については、以下のように役割分担

脱炭素戦略本部室	健康増進課	環境科学センター (地域気候変動適応センター)
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省、各市町村との連絡調整</li> <li>熱中症対策に係る庁内体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内関係所属や県民への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暑熱に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症特別警戒情報に係る連絡当番(土日祝日を含め、毎日)</li> </ul>		—

### 【参考】熱中症対策に係る庁内体制(気候変動適応策専門部会)

神奈川県脱炭素戦略本部「気候変動適応策専門部会」設置イメージ

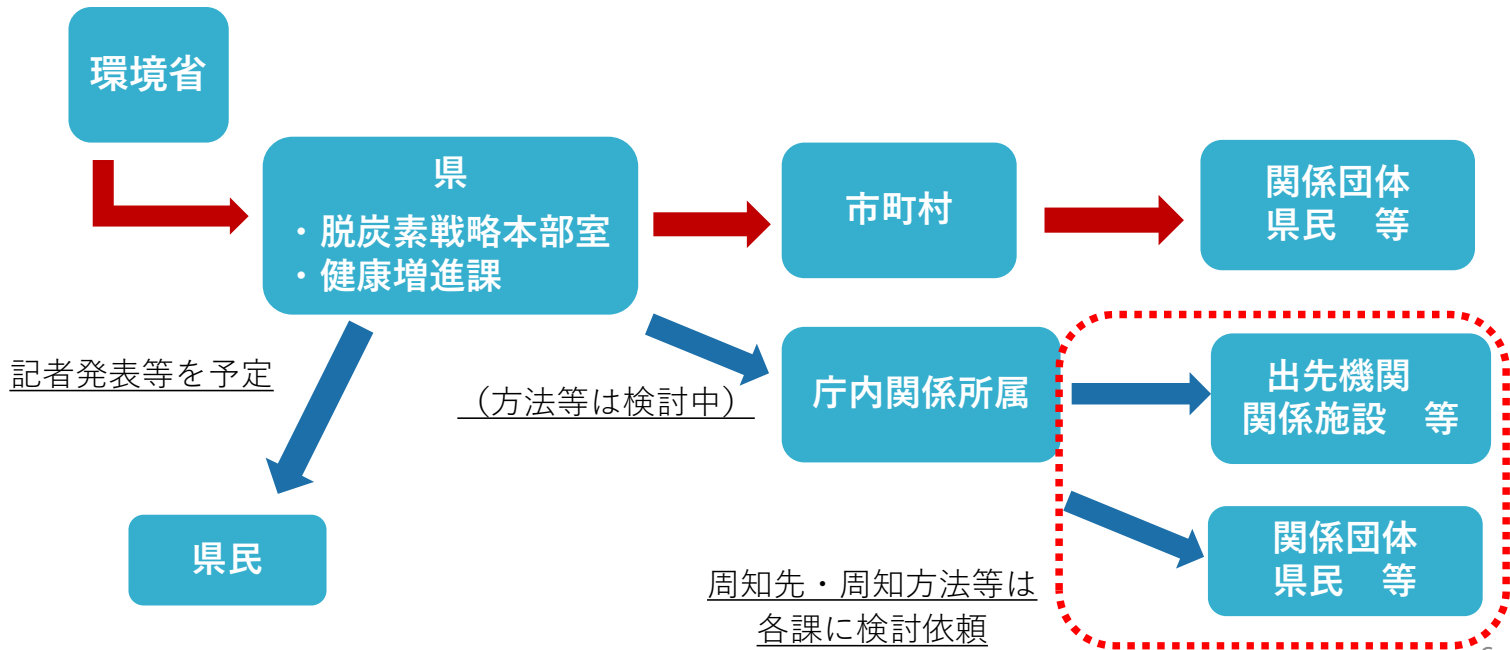


#### 構成員

- ✓ 既存の適応策の会議体の各分野（農林水産業、自然災害分野等）の関係課に、熱中症対策の関係課を追加。
- ✓ 熱中症対策の関係課は以下のとおり。
  - ・総務局（職員厚生課）
  - ・くらし安全防災局（危機管理防災課）
  - ・国際文化観光局（観光課）
  - ・スポーツ局（スポーツ課）
  - ・環境農政局（脱炭素戦略本部室、環境科学センター）
  - ・福祉子どもみらい局（次世代育成課、私学振興課、高齢福祉課）
  - ・健康医療局（健康増進課）
  - ・産業労働局、県土整備局（総務室）
  - ・教育委員会教育局（教育施設課、保健体育課、子ども教育支援課）

### 3 熱中症特別警戒情報への神奈川県への対応②

- 熱中症特別警戒情報伝達ルートイメージ(検討中の内容も含む)



6

### 3 熱中症特別警戒情報への神奈川県への対応③

- 令和6年1月30日 県内市町村向け説明会実施
- 当日出席者  
各市町村 (熱中症担当課、地球温暖化対策担当課、防災関係課、消防)  
関東地方環境事務所 川原様

#### 市町村への伝達方法 (案)

##### 神奈川県 (脱炭素戦略本部室・健康増進課による当番体制)



メールで伝達

・国からメール受信後 (10時・14時)、速やかに市町村へメール送信。(自動転送も検討中)

・県では土日祝日用の連絡先を用意する予定。

市町村

(熱中症対策担当課または地球温暖化対策担当課を想定。優先順位付けがあれば送付先の複数登録も可)

7

### 3 熱中症特別警戒情報への県の対応④

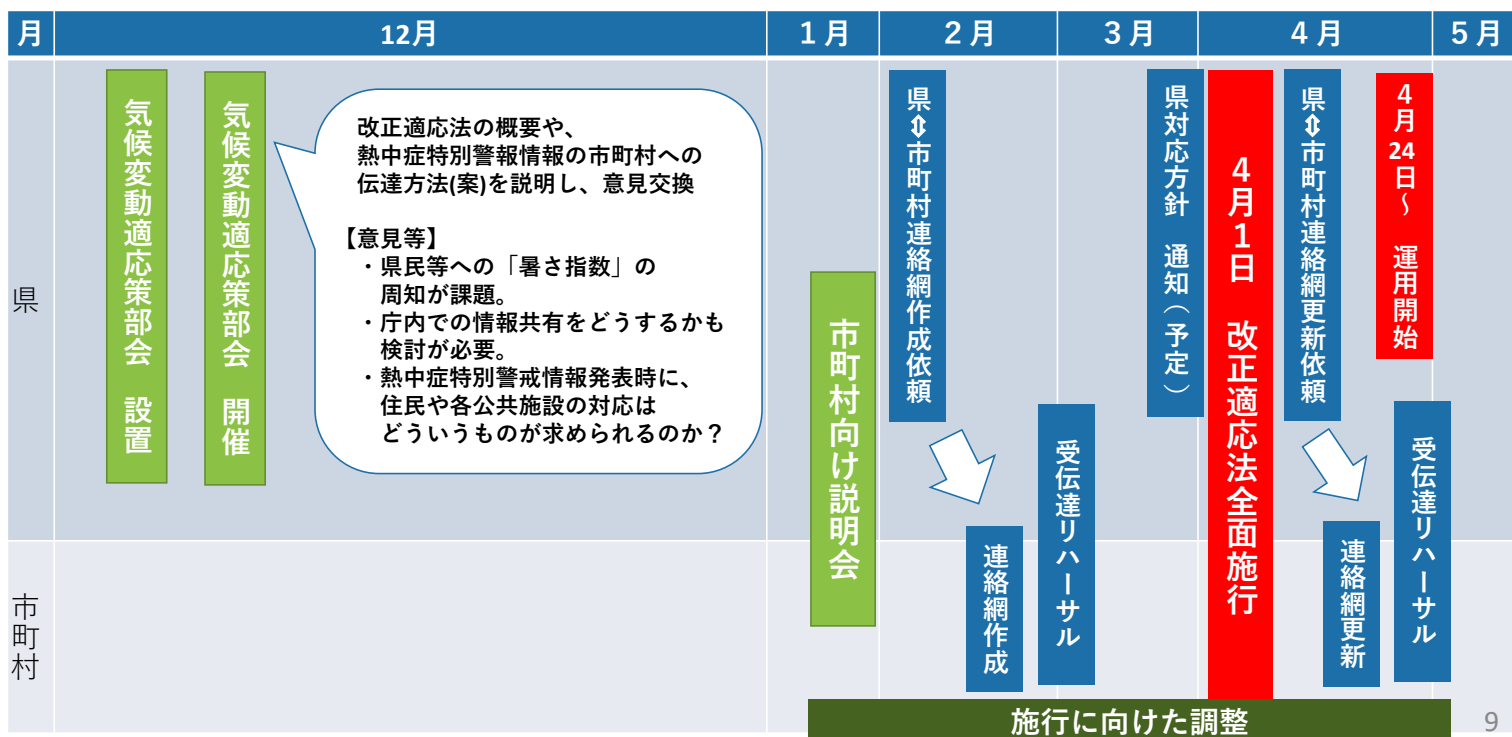
#### ➤ 市町村の皆様をお願いしていること

(令和6年1月30日開催「改正気候変動適応法に関する県内市町村向け説明会」で御説明した項目)

- **県からのメールを確認できる連絡体制の整備（土日祝を含む）**
- **専用連絡網作成への御協力**
- **伝達リハーサルへの御参加（年度内、4月以降の2回を予定）**
- **市町村としての対応の御検討（指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体の指定も含む）**

### 3 熱中症特別警戒情報への県の対応⑤

これまでの取組～今後のスケジュール（予定）



## 4 熱中症特別警戒情報への庁内関係所属、市町村からの意見等

- 早期に、現行アラートを踏襲した伝達経路（気象庁システムを通じた伝達）に切り替えていただきたい。 その際は、都道府県へ切替予定について早めに情報を入れていただきたい。（県側のシステム改修費用の予算確保が必要なため。）
- 土日祝日対応が厳しい。（持帰りPC等のハード面、当番制の新設等のソフト面）
- 前日の発表だけでなく、2～3日前には「発表の可能性がある」のレベルでも情報提供してもらいたい。 ※暑さ指数情報提供サービスについては説明済。
- 住民への情報伝達は、市町村よりも環境省報道発表の方が早く到達するのでは。
- 熱中症特別警戒情報発表時に各公共施設（学校等）などに求められる対応について、各省庁から関係部署へ早めに示していただきたい。